

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 31 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 27 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 35 件 |
| 国民年金関係 | 11 件 |
| 厚生年金関係 | 24 件 |

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年3月まで

私が平成5年に就職した翌年の6年頃に、4年7月から5年3月までの国民年金保険料の納付書が送られてきたことを記憶している。9か月の保険料は高額であったが、期限が迫っていたので、母親に頼んで、私の代わりに近所の郵便局で一括して納付してもらった。記録を確認したところ、遡って納付したはずの9か月間が未納とされていることが分かった。領収書といった証拠は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、平成6年に申立期間に係る1枚の納付書が送付されてきたので、申立人の母親に必要な国民年金保険料額を渡して、郵便局で遡って一括して納付してもらったとしており、オンライン記録において、申立人に対して5年12月8日付けで過年度納付書が作成されていることが確認できることから、申立人の納付意識の高さを踏まえれば、当該納付書により申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月及び同年3月並びに6年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月及び同年3月
② 平成6年2月及び同年3月

20歳になった私の国民年金の加入について、母親が、社会保険事務所(当時)に相談したところ、障害年金のことを含めて加入を勧められたため、A市役所に行って加入手続を行ってくれた。国民年金保険料についても、私が社会人になった平成9年3月まで母親が納付してくれていた。加入してからはしばらくは、郵送で送付されてきた納付書により、金融機関で定期的に保険料を納付してくれており、その後、両親と私の三人分を口座振替で納付してくれていた。2年続けて、年度末の2月及び3月の保険料が未納になっているという記録は不自然で、記録に不信感を感じている。よく調べて、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は計4か月と短期間であり、申立人は、20歳到達時から国民年金に加入し、国民年金被保険者期間について申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無い上、申立人の加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母親は、昭和45年10月以降の国民年金被保険者期間について保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、B年金事務所によると、申立期間当時、国民年金被保険者に対して、翌年度の夏頃に、国民年金保険料の未納期間について過年度納付書を作成していたとしている上、オンライン記録においても、申立人に対して平成6年7月6日に納付書が作成された記録が確認できることから、申立期間について過年度納付書が発行されたものと推認でき、納付意識の高い申立人の母親は、「納

付書が届けば、必ず確認した上で納付した。」としており、送付された過年度納付書で、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月から 60 年 3 月まで
② 平成 8 年 3 月

私が第三子を妊娠中に、産婦人科の待合室で第三子から児童手当をもらうことができると聞き、児童手当の請求についてA市B区役所へ相談に行った。その際、国民年金に未加入の場合、児童手当が支給されないと聞き、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その後、夫婦二人分の国民年金保険料を未納とすることなく納付し続けたにもかかわらず、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は1か月と短期間であるとともに、申立人夫婦は、昭和60年4月以降、申立期間を除き未納期間は無く、前後の期間の国民年金保険料について、現年度納付していることがオンライン記録により確認できる上、申立期間を通して生活上の大きな変化はなかったとしているなど、申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和54年7月頃、A市B区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年9月1日に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人夫婦の国民年金の加入手続は、前後の任意加入被保険者の加入日から、60年6月頃に行われたものであることが推認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人の国民年金の加入手続は、上述のとおり、昭和 60 年 6 月頃に行われていることが推認できることから、当該時点において、申立期間①のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することはできず、58 年 4 月以降の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、申立人から遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人夫婦が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 8 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月から 60 年 3 月まで
② 平成 8 年 3 月

私の妻が第三子を妊娠中に、産婦人科の待合室で第三子から児童手当をもらうことができると聞き、児童手当の請求についてA市B区役所へ相談に行った。その際、国民年金に未加入の場合、児童手当が支給されないと聞き、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その後、夫婦二人分の国民年金保険料を未納とすることなく納付し続けたにもかかわらず、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は1か月と短期間であるとともに、申立人夫婦は、昭和60年4月以降、申立期間を除き未納期間は無く、前後の期間の国民年金保険料について、現年度納付していることがオンライン記録により確認できる上、申立期間を通して生活上の大きな変化はなかったとしているなど、申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和54年7月頃、A市B区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年9月1日に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人夫婦の国民年金の加入手続は、前後の任意加入被保険者の加入日から、60年6月頃に行われたものであることが推認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人の国民年金の加入手続は、上述のとおり、昭和 60 年 6 月頃に行われていることが推認できることから、当該時点において、申立期間①のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することはできず、58 年 4 月以降の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、申立人から遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人夫婦が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 8 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和23年7月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年8月から23年6月までを600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月1日から23年7月1日まで

私は、昭和13年4月5日にA社に入社し、復員後に本社の厚生課長として異動、24年9月1日にD社（現在は、E社）に転籍後、27年8月26日に退職するまでの間、同社幹部として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされていることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった従業員名簿によると、申立人は、昭和13年4月5日に入社、復員後の20年10月23日にA社C支店に復職、24年5月13日に同社のF支店長となり、同年8月31日にD社に転籍していることが確認できることから、申立期間において継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社から提出のあった厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が昭和20年10月23日にA社C支店で厚生年金保険被保険者資格を取得、21年5月18日に同社本社を管轄する年金事務所で新たに同被保険者資格を取得し、23年7月1日に他年金事務所管内の同社本社に異動、24年5月9日まで同本社において被保険者であり、申立期間中については厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

一方、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、申

立人の資格喪失日は昭和 21 年 8 月 1 日と記載されており、申立期間の記録が無いことが確認できる。

このことについて、日本年金機構は、「事業所には申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿があり、機構側に当該記録が無い理由については、旧台帳の記録も無く、断言はできないが、当該部分の被保険者名簿を紛失した可能性が高いと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録管理は適切であったとは考え難く、A社C支店に係る申立人の資格喪失日は昭和 23 年 7 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、B社から提出のあった厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 21 年 8 月から 23 年 6 月までを 600 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和54年10月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月30日から同年10月1日まで

A社は、私が勤務していた途中の昭和54年10月1日から、B社の商品センターに名称変更された。しかしながら、当時、私たちはそれについては何も知らずに継続勤務しており、厚生年金保険料も変わらず控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和47年4月1日から55年4月15日までの期間、B社に係る被保険者記録が確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（全喪日）は、昭和54年9月*日であること（全喪理由は「事業廃止」）が確認でき、同社に係る商業登記簿謄本によると、同日は、同社が解散した日であることが確認できる。

一方、上記の被保険者名簿によると、申立人を含む11人の被保険者資格喪失日は、当初、昭和54年10月1日と記録されていたところ、同年同月31日に、同年9月30日に訂正されていることが確認できる上、オンライン記録によると、当該11人全員が同年10月1日にB社において被保険者資格を再度取得していることが確認できる。

また、日本年金機構C事務センターでは、「強制適用事業所においては、適用事業所に該当しなくなった日（事実発生日）の翌日を全喪年月日として取り

扱っており、本件については、商業登記簿謄本に「昭和54年9月*日 株主総会の決議により解散」との記載があることから、適用事業所に該当しなくなった事実発生日は、同年同月同日、全喪年月日は同年10月1日であると思慮される。また、申立人を含む11人全員が54年10月1日付けでB社において厚生年金保険被保険者資格を取得していること、及びA社とB社が関連事業所であるならば、同日付けで事業統合したとも考えられ、A社の全喪年月日は同年同月同日が妥当であると思慮する。」と説明している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日を、昭和54年9月30日に訂正する処理は適切でなかったと考えられ、申立人の同社における資格喪失日は同日の翌日である同年10月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和54年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が、昭和21年3月21日にA社B工場において、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に、同社において、同被保険者資格を取得し、同年10月28日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を保険出張所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年3月1日から同年10月28日まで

A社に係る厚生年金保険の被保険者期間は昭和21年3月1日までとなっているが同日以降に被保険者資格を喪失したことを示す被保険者名簿が見つかった。しかし、見つかった名簿には資格取得日の記載が無いため、第三者委員会へ申し立てた。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できないが、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人の同被保険者資格喪失日は、オンライン記録における資格喪失日後の昭和21年3月21日であることが確認できる。

また、A社に係る被保険者名簿によると、申立期間の終期である昭和21年10月28日を資格喪失日とする申立人の被保険者記録が確認できるが、当該名簿には資格取得日の記載が無く、記録が適切に管理されていないことが認められる。

一方、上記のA社B工場に係る被保険者名簿において確認できる申立人の資格喪失時の標準報酬月額は最高等級の20等級(200円)であるところ、A社

に係る被保険者名簿において確認できる申立人の最初の標準報酬等級は14等級（420円）である上、当該名簿に記載されている他の被保険者の資格取得日及び標準報酬等級の変遷、並びに昭和21年4月1日の厚生年金保険法の改正により標準報酬等級が改定され、最高等級の標準報酬月額が200円から600円に引き上げられたことを踏まえると、申立人は、同日時点において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を有していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理が適切であったとは認められず、事業主は、申立人が、昭和21年3月21日にA社B工場において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に同社において同被保険者資格を取得し、同年10月28日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を保険出張所に対し行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和53年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月12日から同年5月1日まで

私は、昭和48年4月1日にA社に入社し、現在まで継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在籍証明書及び同社の証言により、申立人は、申立期間の前後を通じて、同社C工場に勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「当社C工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和53年5月1日であり、それ以前に同工場に勤務していた社員は、すでに適用事業所であった当社B工場における厚生年金保険被保険者として取り扱っていた。申立人は申立期間の前後を通じて当社に在籍しているので、申立期間についても給与から厚生年金保険料を控除していたと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和53年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

兵庫厚生年金 事案 3417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月20日から同年4月1日まで
昨年、厚生年金保険の加入記録のお知らせが届き、A社に勤務していた昭和48年3月が未加入になっていることに気付いた。

給与明細書で申立期間の保険料の控除が確認できるので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及びA社が提出した在籍証明書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和48年4月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明であるとしているが、A健康保険組合が保管する被保険者台帳の記録によると、申立人のA社B支店に係る資格喪失日が昭和48年3月20日となっており、事業主が厚生年金保険の資格喪失日のみ同年4月1日と届け出たとは考え難いことから、事業主は同年3月20日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を

行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和22年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年4月1日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年12月から23年7月までは600円、同年8月から同年10月までは4,200円、同年11月から24年3月までは5,700円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月30日から24年5月1日まで

ノートに記載されたメモ書きにより、亡き父は、昭和22年5月1日から24年5月1日まで、A事業所に勤務していたと思われるが、オンライン記録によると、当該事業所の年金記録は、22年5月1日から同年11月30日までしか確認できない。調査の上、訂正願いたい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A事業所に勤務していた。」と主張している。

一方、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、氏名及び所在が確認できた元従業員4人に申立人の勤務状況等を照会し、全員から回答を得たが、そのうちの一人は、「A事業所と同じ所在地で、所有者と社名が変更となったB事業所において申立人と引き続き勤務した。」と証言しているところ、同社に係る被保険者名簿において、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（厚生年金手帳番号・*、C氏、生年月日・大正11年*月*日、昭和22年12月1日被保険者資格取得、24年4月1日被保険者資格喪失）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険の記録であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記未統合記録から、昭和 22 年 12 月から 23 年 7 月までは 600 円、同年 8 月から同年 10 月までは 4,200 円、同年 11 月から 24 年 3 月までは 5,700 円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和 22 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間については、A 事業所に係る被保険者名簿によると、申立人及び上記申立人を記憶する元従業員を含む 34 人が、同年 11 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 12 月 5 日に、同被保険者資格を喪失していることが確認できる元従業員及び元事業主の所在は確認できないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、健康保険厚生年金保険事業所名簿によると、B 事業所は、昭和 22 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和 24 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、申立人が申立期間の後に勤務した D 社（現在は、E 社）が加入する F 企業年金基金によると、申立人は、同年 4 月 5 日に入社していることが確認できる。

このほか、申立人が未統合記録の期間を除く申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、未統合記録の期間を除く申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月15日

勤務先であるA社が、賞与支払いの届出をしていなかったため、平成16年7月15日に支給された賞与の記録が欠落していることが判明した。厚生年金保険料も控除されているので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している平成16年7月15日に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、10万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成14年3月25日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間である17年7月15日の標準賞与額(20万4,000円)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、20万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

勤務先であるA社が、社会保険事務所(当時)に賞与支払いの届出をしていなかったため、育児休業中に支給された賞与の記録が欠落していることが判明した。厚生年金保険料は、免除となっていたため、控除されていなかったが、年金給付に反映するよう、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳から、申立人は、平成17年7月15日に同事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳における当該賞与額から、20万4,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成16年3月16日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、18年7月14日、同年12月15日及び19年7月13日の標準賞与額（それぞれ15万1,000円、3万3,000円及び8万8,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、それぞれ15万1,000円、3万3,000円及び8万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月14日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年7月13日
④ 平成20年4月15日

勤務先であるA社が、社会保険事務所（当時）に賞与支払いの届出をしていなかったため、育児休業中に支給された賞与の記録が欠落していることが判明した。厚生年金保険料は、免除となっていたため、控除されていなかったが、年金給付に反映するよう、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、A社が保管している賃金台帳から、申立人は、同事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被

保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳における賞与額から、15万1,000円（申立期間①）、3万3,000円（申立期間②）、及び8万8,000円（申立期間③）とすることが必要である。

一方、申立期間④（平成20年4月15日）については、A社が提出した賃金台帳から、申立人は、申立期間に賞与の支払いを受けていることが認められるが、育児休業に係る免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までとされ、オンライン記録によると、申立人に係る同免除期間は、20年3月末日までであることから、申立期間④は、厚生年金保険料が免除される期間ではないことが確認できる。

また、上記の賃金台帳によると、申立人は、当該賞与額に相当する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されておらず、ほかに申立期間④に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、昭和63年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間である平成18年12月15日の標準賞与額（10万5,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、10万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

勤務先であるA社が、社会保険事務所（当時）に賞与支払いの届出をしていなかったため、育児休業中に支給された賞与の記録が欠落していることが判明した。厚生年金保険料は、免除となっていたため、控除されていなかったが、年金給付に反映するよう、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳から、申立人は、平成18年12月15日に同事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳における当該賞与額から、10万5,000円とすることが必要である

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 14 日

勤務先であるA社が、賞与支払いの届出をしていなかったため、平成18年7月14日に支給された賞与の記録が欠落していることが判明した。厚生年金保険料も控除されているので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している平成18年7月14日に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成5年3月4日に資格を取得し、22年8月1日に資格を喪失しているが、当該期間のうち、申立期間の標準賞与額（18年12月15日は30万1,000円、19年7月13日は2万7,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、18年12月15日は30万1,000円、19年7月13日は2万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年7月13日

勤務先であるA社が、社会保険事務所（当時）に賞与支払いの届出をしていなかったため、育児休業中に支給された賞与の記録が欠落していることが判明した。厚生年金保険料は、免除となっていたため、控除されていなかったが、年金給付に反映するよう、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳から、申立人は、平成18年12月15日（申立期間①）、及び19年7月13日（申立期間②）に同事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効

によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された貸金台帳における当該賞与額から、申立期間①は30万1,000円、申立期間②は2万7,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成12年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間である18年12月15日の標準賞与額（30万8,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、30万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

勤務先であるA社が、社会保険事務所（当時）に賞与支払いの届出をしていなかったため、育児休業中に支給された賞与の記録が欠落していることが判明した。厚生年金保険料は、免除となっていたため、控除されていなかったが、年金給付に反映するよう、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳から、申立人は、平成18年12月15日に同事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳における当該賞与額から、30万8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成15年4月1日に資格を取得し、20年6月1日に資格を喪失しているが、当該期間のうち、申立期間である18年12月15日の標準賞与額（11万3,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、11万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

勤務先であるA社が、社会保険事務所（当時）に賞与支払いの届出をしていなかったため、育児休業中に支給された賞与の記録が欠落していることが判明した。厚生年金保険料は、免除となっていたため、控除されていなかったが、年金給付に反映するよう、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳から、申立人は、平成18年12月15日に同事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳における当該賞与額から、11万3,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成15年11月10日に資格を取得し、19年6月27日に資格を喪失しているが、当該期間のうち、申立期間である18年12月15日の標準賞与額（20万1,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、20万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

勤務先であるA社が、社会保険事務所（当時）に賞与支払いの届出をしていなかったため、育児休業中に支給された賞与の記録が欠落していることが判明した。厚生年金保険料は、免除となっていたため、控除されていなかったが、年金給付に反映するよう、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳から、申立人は、平成18年12月15日に同事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳における当該賞与額から、20万1,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成17年4月1日に資格を取得し、21年2月16日に資格を喪失しているが、当該期間のうち、申立期間の標準賞与額（18年12月15日は7万3,000円、19年7月13日は1万9,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、18年12月15日は7万3,000円、19年7月13日は1万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年7月13日

勤務先であるA社が、社会保険事務所（当時）に賞与支払いの届出をしていなかったため、育児休業中に支給された賞与の記録が欠落していることが判明した。厚生年金保険料は、免除となっていたため、控除されていなかったが、年金給付に反映するよう、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳から、申立人は、平成18年12月15日（申立期間①）及び平成19年7月13日（申立期間②）に同事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効

によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された貸金台帳における当該賞与額から、7万3,000円（申立期間①）及び1万9,000円（申立期間②）とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成16年6月16日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間の標準賞与額（19年7月13日は8万3,000円、同年12月14日は1万1,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、19年7月13日は8万3,000円、同年12月14日は1万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月13日
② 平成19年12月14日

勤務先であるA社が、社会保険事務所（当時）に賞与支払いの届出をしていなかったため、育児休業中に支給された賞与の記録が欠落していることが判明した。厚生年金保険料は、免除となっていたため、控除されていなかったが、年金給付に反映するよう、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳から、申立人は、平成19年7月13日（申立期間①）及び同年12月14日（申立期間②）に同事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効

によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された貸金台帳における当該賞与額から、8万3,000円（申立期間①）及び1万1,000円（申立期間②）とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成17年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間の標準賞与額（19年12月14日は10万5,000円、20年4月15日は9万2,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同社における申立期間に係る標準賞与額を、19年12月14日は10万5,000円、20年4月15日は9万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月14日
② 平成20年4月15日

勤務先であるA社が、社会保険事務所（当時）に賞与支払いの届出をしていなかったため、育児休業中に支給された賞与の記録が欠落していることが判明した。厚生年金保険料は、免除となっていたため、控除されていなかったが、年金給付に反映するよう、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳から、申立人は、平成19年12月14日（申立期間①）及び20年4月15日（申立期間②）に同事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効

によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された貸金台帳における当該賞与額から、10万5,000円（申立期間①）及び9万2,000円（申立期間②）とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成10年3月16日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間である20年4月15日の標準賞与額（6万7,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、6万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月15日

勤務先であるA社が、社会保険事務所（当時）に賞与支払いの届出をしていなかったため、育児休業中に支給された賞与の記録が欠落していることが判明した。厚生年金保険料は、免除となっていたため、控除されていなかったが、年金給付に反映するよう、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳から、申立人は、平成20年4月15日に同事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳における当該賞与額から、6万7,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成13年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間である20年4月15日の標準賞与額（11万円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、11万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月15日

勤務先であるA社が、社会保険事務所（当時）に賞与支払いの届出をしていなかったため、育児休業中に支給された賞与の記録が欠落していることが判明した。厚生年金保険料は、免除となっていたため、控除されていなかったが、年金給付に反映するよう、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳から、申立人は、平成20年4月15日に同事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳における当該賞与額から、11万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成14年3月18日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間である20年4月15日の標準賞与額（8万2,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、8万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月15日

勤務先であるA社が、社会保険事務所（当時）に賞与支払いの届出をしていなかったため、育児休業中に支給された賞与の記録が欠落していることが判明した。厚生年金保険料は、免除となっていたため、控除されていなかったが、年金給付に反映するよう、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳から、申立人は、平成20年4月15日に同事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳における当該賞与額から、8万2,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成16年12月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間である20年4月15日の標準賞与額（9万4,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、9万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月15日

勤務先であるA社が、社会保険事務所（当時）に賞与支払いの届出をしていなかったため、育児休業中に支給された賞与の記録が欠落していることが判明した。厚生年金保険料は、免除となっていたため、控除されていなかったが、年金給付に反映するよう、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳から、申立人は、平成20年4月15日に同事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳における当該賞与額から、9万4,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成18年6月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間である20年4月15日の標準賞与額（8万6,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同事業所における申立期間に係る標準賞与額を、8万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月15日

勤務先であるA社が、社会保険事務所（当時）に賞与支払いの届出をしていなかったため、育児休業中に支給された賞与の記録が欠落していることが判明した。厚生年金保険料は、免除となっていたため、控除されていなかったが、年金給付に反映するよう、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳から、申立人は、平成20年4月15日に同事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳における当該賞与額から、8万6,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年12月1日から35年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を35年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年7月1日から同年12月1日まで
② 昭和34年12月1日から35年2月1日まで
③ 昭和35年2月1日から37年12月30日まで

私は、昭和34年7月から37年12月までの間、D市のA社に勤務場所も変わることなく、継続して勤務したが、34年12月1日から35年2月1日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、A社に勤務した期間のうち、厚生年金保険の被保険者記録がある期間について脱退手当金を受給した記録となっているが、受給したとされる昭和37年7月頃はE県で専業主婦をしており、脱退手当金は受け取っていないので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は「入社時からD市にあったA社において、勤務場所も変わることなく継続して勤務していた。」と陳述しているところ、複数の元同僚の証言から判断すると、申立人が、当該期間もA社において継続して勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人を含む13人の従業員が、昭和34年12月1日にA社C支店に係る被保険者資格を喪失し、同社D支店が厚生

年金保険の適用事業所となった35年2月1日に同支店において資格取得していることが確認でき、当該13人全員が申立期間②に係る被保険者記録は確認できないが、当該13人のうち連絡先の判明した申立人を除く6人に照会したところ、回答のあった4人のうち二人が「昭和34年12月1日にD出張所がC支店から独立してD支店となった。」「D出張所ときは、母店であるC支店が同出張所の社会保険事務を行っていたが、支店昇格後はD支店で同事務を行うようになった。」等と証言している上、当該二人はいずれも「記録が欠落している期間も、保険料は控除されていたと思う。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和34年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①及び③については、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページ及びその前後7ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和37年12月30日)の前後2年以内に同被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性12人(申立人を含む。)について調査したところ、10人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうちの7人について同被保険者資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該10人のうち支給決定日が同一日の者が3組確認できることから、事業主による代理請求の可能性がうかがえる。

また、当該期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和38年7月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を31万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私は、A社に平成6年2月1日から現在まで勤務しているが、16年8月5日に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間における標準賞与額に関する年金記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書（平成16年7月分）及び事業所から提出された申立人に係る平成16年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額31万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和63年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和39年3月21日にA社に入社し、平成20年10月20日まで継続して勤務しているにもかかわらず、年金記録に欠落があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、労働者名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和63年8月1日に同社B工場から同社本社工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和63年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、納付したかどうかは不明であるとしているが、「申立人は、申立期間も間違いなく厚生年金保険の被保険者であり、資格喪失日に当社B工場の最終勤務日（昭和63年7月31日）を記入したものと思われる。」と回答していることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 16 日から 36 年 5 月 21 日まで
② 昭和 41 年 12 月 21 日から 42 年 12 月 20 日まで
年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えは無い。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と申立期間②の間の昭和 36 年 9 月 21 日から 41 年 12 月 16 日までの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該期間は、申立期間①と同一の事業所である上、申立期間①及び②と同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、一部の期間のみ支給されるということは事務処理上不自然である。

また、申立人に係る改製原戸籍謄本によると、申立人は、昭和 42 年 11 月 * 日に婚姻していることが確認できるところ、申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 12 か月後の 43 年 12 月 26 日に支給決定されているが、申立人に係る脱退手当金裁定請求書によると、旧姓により同手当金の請求が行われており不自然である。

さらに、申立人は、「婚姻後に転居し、転居先で長女を出産した。」と供述しているところ、上記改製原戸籍謄本によると、昭和 43 年 * 月に転居先で長女を出生したことが確認できるが、申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の住所地は転居前の住所が記載されており不自然である。

加えて、申立人に係る脱退手当金裁定請求書の事業所名欄において、申立期間②の事業所名はゴム印が押されていることから、申立期間②の事業所が何ら

かの関与をしていたものと考えられ、上記の事情を踏まえると、申立人の委任に基づき代理請求がなされたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年3月まで

私が専門学校を卒業した後の昭和58年4月頃、同居していた母親がA市役所B支所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その際に交付された年金手帳が現在所持する手帳であると思う。申立期間の国民年金保険料は、母親が、両親の保険料と一緒に送付されてきた納付書に現金を添え同支所で毎月、納付してくれていたと思う。申立期間について、両親の記録は納付済みであるのに、私の納付記録は無く、未納とされているので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和58年4月頃に申立人の国民年金加入手続を行うとともに、その後、申立人を含む家族全員の国民年金保険料をA市役所B支所で定期的に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年5月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日が同年2月18日及び同年3月13日であることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認でき、この時点では、申立期間のうち、58年4月から59年3月までの保険料は、金融機関等での過年度納付によることとなる上、59年4月から60年3月までの保険料については、59年4月に遡って現年度納付することが可能であったものの、A市役所B支所において家族全員の保険料を一緒に定期的に納付していたとする申立内容とは符合しない。

また、申立期間について、申立人の両親は、A市の国民年金収滞納一覧表により、2か月に一度ずつ定期的に現年度納付していることが確認できるのに対して、申立人は、現年度保険料を納付した記録は見当たらず、当時の特殊台帳

及びA市の国民年金収滞納一覧表においても、申立期間は未納となっており、申立人は、申立期間の保険料を納付しなかったものと考えられる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から51年4月まで

私が20歳になったときから未納とされているが、当時、私はA市内で両親と同居しており、大学生、大学院生であったので、年金のことは両親に任せていた。父親は、法務関係の仕事であり、私の国民年金についても配慮していたと思われる。申立期間は、国民年金に加入しているにもかかわらず、未納期間とされている上、昭和51年5月29日付けで資格喪失とされているが、私には役所から何も通知されておらず、勝手に記録を変えられたものと考えられる。年金制度を周知されていない上、記録管理に不備がある現在の年金記録に納付できないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年8月にB市で払い出されていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない。

また、申立人が、申立期間当時に国民年金保険料を納付するためには、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、C県内及び申立人の旧姓による氏名を検索条件として検索したが、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の父親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から同年7月までの期間、8年8月から同年12月までの期間、9年11月から11年2月までの期間、11年5月から12年1月までの期間及び18年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年2月から同年7月まで
② 平成8年8月から同年12月まで
③ 平成9年11月から11年2月まで
④ 平成11年5月から12年1月まで
⑤ 平成18年6月

会社を退職し、次に就職するまでの間、年金保険料の納付漏れがないように国民年金に加入した。加入手続はA市役所で行い、国民年金保険料も納付書により同市役所で納付していたと思う。何十年も前のことなので、具体的なことは覚えていないが、私は、国民年金を国民の義務と理解していたので、間違いなく加入して保険料を納付していたにもかかわらず、記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職し、次に就職するまでの全ての期間について、A市役所で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたとしている。

しかしながら、A市が保管する国民年金被保険者関係届出書において、申立人は、平成14年3月6日付けで初めて国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、その際、納付することが可能であった12年2月から14年3月までの国民年金保険料を過年度納付及び現年度納付していることが確認できるものの、この時点では、申立期間①、②、③及び④の期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の納付記録は、平成9年1月以降に付番された基礎

年金番号により管理されており、申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を納付するためには、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより複数の読み名で検索を行うも、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立期間⑤の国民年金保険料を納付するためには、申立人は、改めて国民年金の加入手続を行うことが必要であるが、オンライン記録上、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間及び同年7月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで
② 昭和50年7月から54年3月まで

昭和42年3月頃、A市役所で母が国民年金の加入手続をしてくれ、両親及び兄を含む4人分の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたのに、申立期間が未納とされているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の母親が、両親及び兄を含めた4人分の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、申立人、その両親及び兄の4人の国民年金保険料が納付済みと記録されている期間は、申立人が国民年金被保険者資格を取得した昭和42年3月から同年8月までの期間のみで、それ以外の期間は申立人の母親は厚生年金保険被保険者期間である上、申立人の兄も保険料は未納であることが、オンライン記録により確認できることから、申立内容と符合しない。

また、A市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「附4条 53.9.6 (49.4～50.3 50.7～51.3) ¥84,000」との記載が有り、昭和53年9月6日付けで、申立期間のうち49年4月から50年3月までの期間及び同年7月から51年3月までの期間について、第3回特例納付による納付勧奨を行った記録が確認できるところ、申立人の母親は、数か月分の保険料をまとめて納付したとする主張は無い上、特例納付が行われた場合に、その記録を記載することとされている当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳には、特例納付の記録は確認できない。

さらに、上記A市の国民年金被保険者名簿において、申立期間の国民年金保険料が納付された記録は確認できない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から63年3月まで

私は、昭和63年6月の結婚直後に、夫から私の20歳から結婚前までの国民年金保険料が未納であると言われたので、A市役所で相談した際、過去2年間の未納保険料を遡って納付することが可能であるとの説明を受けた。後日、国民年金の加入手続を行い、その場で過年度保険料として十数万円を納付して年金手帳の交付を受けた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年6月の婚姻直後に、A市役所で過去の2年分の国民年金保険料を納付することが可能であるとの説明を受け、後日、国民年金の加入手続と共に申立期間の過年度保険料を同市役所で納付したと主張している。

しかしながら、A市の国民年金被保険者関係届出書を見ると、申立人は、昭和63年8月18日に国民年金の加入手続を行い、同年4月及び同年5月に係る現年度保険料の納付書が作成されていることが確認できるものの、同届出書の過年度納付書欄は空欄となっていることから、申立期間に係る過年度保険料の納付書が作成された形跡は認められない上、同市の国民年金マスターチェックリスト及びオンライン記録においても、同年4月及び同年5月の納付記録は確認できるものの、申立期間の国民年金保険料は未納となっていることが確認できる。

また、A市では、国民年金の現年度保険料は収納していたとしているものの、過年度保険料については、国庫金扱いとなるため同市役所で取り扱っていなかったとしており、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係

る上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から52年3月まで

昭和52年4月頃に、A市役所の男性職員が自宅を訪れ、「これまでの未納期間を一括で納付でき、その後は60歳まで国民年金保険料を納付すれば、満額の年金を受給できます。」と言われ、夫が、その母親や隣人から、「年金は払うべきもの。」との助言を得て、再訪問したその職員に申立期間の保険料を夫婦二人分まとめて支払った。その時に受け取った領収書は、縦10センチ、横15センチぐらいの薄い紙であったことを覚えているが、年金手帳さえ保管しておけば納付の証明になると思ひ、引っ越し時に、その領収書を処分してしまった。申立期間が未納とされていることに納得できないので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、27歳であった昭和52年4月頃、自宅を訪れた市職員に申立人の夫と一緒に申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年10月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人及びその夫は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、この時点において、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることになるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人及びその夫は、申立期間の保険料を一括して納付できなかったものと考えられる。

また、申立人及びその夫に係る特殊台帳には、過年度納付及び特例納付の記載は見当たらない上、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される時期に、A市では、職員による国民年金保険料の集金は行っておらず、過年度納付

及び特例納付による国庫金の収納事務も取り扱っていない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から43年1月まで

私は、20歳になった昭和42年頃は大学生であったが、母親が私の将来のためを考えてくれて、国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。母親によると、国民年金手帳の交付を受けたことは覚えているが、時期や交付方法は覚えていないとのことである。

申立期間の国民年金保険料については、母親が、役場から委託を受けた集金人に定期的に納付してくれており、時期は定かでないが、私は、母親が保険料を納付した際に2回程度自宅で居合わせたことがあり、その場で母親に尋ねたところ、私の将来のために保険料を掛けていると聞いた覚えがある。また、私は、約4年前に母親と年金の話をする機会があり、母親から、「1、2年程度、年金の保険料を支払っていたが、先があまりに長いので途中で支払うのを止めた。」と聞いたこともある。

母親が申立期間の保険料を納付してくれていたと思うので、納付記録が無いことについて、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和42年*月以降に申立人の母親が申立人の国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより複数の読み名で検索を行うも、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されたことは確認できないことから、申立人は国民年金に未加入であり、申立人の保険料は納付することができなかったものと考えられる。

また、A年金事務所によると、申立人が当時居住していたB県C町（現在は、D市）における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できないと回答している。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、年金記録を確認したところ、昭和62年12月の国民年金保険料が未納とされていることが分った。

申立期間の国民年金保険料は、昭和62年12月に会社を退職後、63年1月に再就職するまでの短い期間だったが、A市B区役所から国民年金の勧奨通知があったので、63年4月か5月頃に、妻がA市B区役所で国民年金の加入手続を行なって保険料を納付しているので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年4月か同年5月頃に、申立人の妻がA市B区役所に赴いて、申立期間について夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年12月に払い出されていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立期間当時、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間当時は国民年金に未加入であったものと推認でき、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、A市の被保険者名簿によると、申立人の妻は、申立期間に係る第3号被保険者の特例届出を平成8年2月9日に行い、当該資格記録は同年3月27日に入力されていることがオンライン記録により確認できることから、その時点まで、申立期間は第3号被保険者期間とされていたことが推認でき、申立人の妻も、申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人の妻及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、58年7月から59年3月までの期間、62年11月から63年3月までの期間、平成元年4月から同年11月までの期間及び2年4月から5年3月までの期間の保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年4月及び同年5月
② 昭和58年7月から59年3月まで
③ 昭和62年11月から63年3月まで
④ 平成元年4月から同年11月まで
⑤ 平成2年4月から5年3月まで

私は、昭和52年4月頃、A町役場（現在は、B市A事務所）で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付し、58年2月にC町（現在は、B市）へ転居後は、全額免除の手続を行っていたのに、申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月頃、A町役場で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付し、58年2月にC町に転居後は、全額免除の申請を行っていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月に払い出されていることが確認できることから、申立人はこの頃にA町役場で国民年金の加入手続を行ったものと推認され、同町の被保険者名簿において、国民年金被保険者資格の取得日は、同年6月16日とされていることから、申立期間は未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②及び③について、申立人は、申立期間②直後の昭和 59 年度は国民年金保険料の免除申請が承認されているものの、申立期間②は未納であることが当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳により確認できる上、申立期間③直後の 63 年度は昭和 63 年 7 月 30 日付けで免除申請を行っているものの、申立期間③は、未納であることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立期間④及び⑤について、申立期間④直後の平成元年 12 月から 2 年 3 月までについて、同年 1 月 31 日付けで免除申請を行ったことがオンライン記録により確認できるものの、同日時点では、申立期間④の免除承認期間は既に経過していたため、免除が承認されなかったものと推認できる上、申立期間⑤は、3 年度にわたる期間であり、毎年度申請が必要となる免除の記録が、全て欠落するとも考え難い。

加えて、C 町の国民年金被保険者名簿において、申立期間のいずれの期間も国民年金保険料が納付及び免除されていた記録は確認できない上、申立人が申立期間①の保険料を納付していたこと及び申立期間②から⑤の保険料を免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付及び免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②から⑤までの保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から54年5月までの国民年金保険料については、定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から54年5月まで

昭和46年頃、テレビ番組で年金制度について盛んに放映されていた。その中で、主婦も加入しなければならないとの内容だったので、早速、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、C郵便局で付加保険料も含めた国民年金保険料を納付した。その後、同郵便局で納付していたが、D業（個人業）関係の仕事と子育てが忙しくなったので、54年に納付方法を銀行振替に変更した。

ねんきん特別便が自宅に送られてきて、C郵便局で納付していた記録が無いことを知り、大変驚いた。詳しく調査して、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年頃に区役所で国民年金の加入手続きを行い、付加保険料も含めた国民年金保険料を郵便局で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年7月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人は、この頃に加入手続きを行ったものと推認できる上、申立人が所持する年金手帳には、「昭和54年6月13 任」と記載され、同日に任意加入被保険者として資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA市の国民年金収滞納一覧表において、申立期間の国民年金保険料を納付した記録は確認できず、オンライン記録と一致している上、申立人の氏名について複数の

読み名で検索を行うも、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年10月までの期間及び45年11月から50年6月まで期間の国民年金保険料については、定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から45年10月まで
② 昭和45年11月から50年6月まで

私は、大学を卒業後、実家に良く来ていた姉に勧められて国民年金に加入した。その後、実家の近くにあったA銀行（現在は、B銀行）等の金融機関で昭和42年4月分から定期的に国民年金保険料を納付していた。

その後、昭和45年11月に結婚し、C市D町に引っ越したが、まだ子供もいなかったこともあり、経済的に余裕があったので、引き続いて家の近くにあったE郵便局やF銀行（現在は、G銀行）等の金融機関で国民年金保険料を納付していた。

また、付加年金保険料についても、納付することができるようになってから納付していた。しかし、ねんきん特別便が自宅に届き、昭和50年7月からしか保険料を納付していないことになっており、納付できない。詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業後に国民年金の加入手続を行い、昭和42年4月から、納付書により金融機関で定期的に国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、申立人が所持する年金手帳には、「はじめて被保険者となった日 昭和50年7月14日」と記載されている上、同日に任意加入被保険者として国民年金被保険者資格を取得し、付加年金にも加入していることが確認できることから、申立人は、同日に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点まで申立期間は国民年金に未加入の期間で

あり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が、婚姻前の申立期間①に係る国民年金保険料を納付するためには、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の婚姻前の氏名を含め、複数の読み名で氏名検索を行うも、別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、C市では、保険料を納付書で納付できるようになったのは昭和49年4月以降であるとしており、それまでは印紙検認方式であったことから、申立人の主張する納付方法と符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 1 日から 36 年 9 月頃まで
② 昭和 36 年 10 月頃から 37 年 9 月頃まで
③ 昭和 44 年 5 月頃から 45 年 8 月頃まで
④ 昭和 47 年 5 月頃から 48 年 4 月末まで
⑤ 昭和 50 年 5 月 11 日から平成 4 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①はA市B町のC社で勤務していた。当時、一緒に勤務していた妻(婚姻前)の加入記録(昭和35年3月3日から同年10月1日まで)が存在するのに、国(厚生労働省)の記録上、当該期間①において私の厚生年金保険の被保険者記録が無いとされている。

申立期間②はD社、申立期間③はE社、申立期間④はF社に、それぞれ勤務したにもかかわらず、これらの会社における厚生年金保険の被保険者記録が全く無く、また、申立期間⑤は、昭和50年5月11日から平成10年4月までG社で勤務していたが、4年4月1日から10年4月1日までしか厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C社の当時の事務担当者及び元同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が自分より先にC社で勤務していたとする申立人の妹の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、上記の事務担当者は、「H業界では人の出入りが激しかったので、仕事が続くか否かを見極めてから社会保険に加入させていた。また、臨時雇いは社会保険に加入させていなかったため、申立人が臨時雇いだった可能性もある。」と証言している。

さらに、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の所在は不明であることから、申立人の厚生年金保険料控除について確認することができない。

- 2 申立期間②については、D社の元事業主の妻は、申立人を記憶していない上、「当時は、入社しても短期で退職する者も多かったので、3か月から6か月程度の試用期間経過後に社会保険に加入させていた。加入記録が無い申立人は、短期で辞めたのではないか。」と証言している。

また、申立期間②を含む昭和36年5月から38年4月に資格を取得した5人のうち、住所及び生存が確認できた3人に照会したところ、回答があった二人のうちの一人は、「自分の入社時期と厚生年金保険の加入時期との間に相違がある。」と証言しており、元事業主の妻の証言と一致している。

さらに、当時の事業主から具体的な証言を得ることはできない上、当時の資料の所在は不明であることから、申立人の厚生年金保険料控除について確認できない。

- 3 申立期間③については、E社の当時の事務担当者の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記事務担当者は、「申立期間③当時、入社早々に辞める者も多く、入社と同時に社会保険に加入させていなかった。特に男性社員は手取り額を優先する者が多く、雇い入れてから1年以上経過しても保険に加入しない者もいた。」と証言している。

また、E社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の所在は不明であることから、申立人の厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③において、国民年金保険料の納付及び免除期間が存在することが確認できる。

- 4 申立期間④については、雇用保険の加入記録から、申立人が昭和47年3月1日から48年3月25日までF社に在籍していたことが確認できる。

しかし、F社の当時のI担当責任者は、「当社では、就業規則で3か月間の見習期間を設けており、その間の社会保険の適用は原則無かった。また、勤務状況等を勘案して社会保険の適用を判断していた。」と証言しており、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、F社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は、「当時の資料は既に廃棄済みのため、申立人の給与から保険料の控除があったか否かについて確認できない。」と回答している。

- 5 また、健保記号番号順索引簿において、いずれの期間においても申立人の氏名の記載は無い上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑤については、雇用保険の加入記録から、申立人が昭和 50 年 6 月 26 日から平成 10 年 3 月 31 日まで G 社に在籍していたことが確認できる。
しかし、G 社の元事業主が保管する被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書(副)及び健康保険被保険者証(控)から、申立人が平成 4 年 4 月 1 日に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、当該元事業主は、「申立人は平成 4 年 4 月 1 日から厚生年金保険に加入させた。加入させる以前に保険料を給与から控除することはありません。」と回答している。
- 7 このほか、申立期間①、②、③、④及び⑤については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無い上、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 8 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3441

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月21日から30年10月21日まで
申立期間について、私はA社（現在は、B社）に勤務していたため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社（前回の申立ては、C社）で勤務していたと主張している。

しかしながら、申立期間後に厚生年金保険被保険者記録が確認できるD社に保管されていた身上調書によると、申立人の入社前経歴欄には、申立期間直前の昭和29年4月から30年8月までの期間について、C社と記載されていることが確認でき、当該事業所は、前回の申立てに係る事業所と一致する。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により申立期間に被保険者記録が確認できる4人に申立人の勤務の実態及び当時の厚生年金保険の加入状況について照会し、申立人と同職種の者を含む3人から回答があったものの、申立人の当該事業所における勤務実態を確認することができない上、B社によると、申立期間当時の人事記録が見当たらず、当時の状況を知る者は既に死亡しているため、詳細は不明であるとしており、保険料控除をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A社に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、申立期間の健康保険番号に欠番も無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）はオンライン記録と一致しており、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金

保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3442 (事案 854 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月11日から35年12月11日まで
新たな事情や証拠は無いが、前回の申立てにおいて、認められなかった期間について不満があり申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間中の昭和35年3月31日にA市で国民健康保険に加入しており、健康保険の適用事業所を退職した場合、国民健康保険に加入する必要があることから判断すると、申立人は同日までに、既に健康保険の被保険者資格を喪失していたと考えるのが自然であること、ii) 36年2月にB社を退職した元同僚は、「申立人は私より1年以上前に退職した。」と証言していること、iii) 35年9月1日に同社に入社した当時の事業主の息子(現在は取締役)は、「私が入社した時期に申立人が在籍した記憶は無い。」と証言していること等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年9月7日付けで通知が行われている。

申立人は、今回、「新たな事情や証拠は無いが、前回の申立てにおいて、認められなかった期間について不満があり申し立てた。」として再度申し立てている。

しかしながら、元同僚及び同社の元取締役からは新たな証言や証拠は得られない上、申立人からは新たな事情や証拠は提示されておらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3443 (事案 440 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 24 日から 28 年 5 月 31 日まで

私は、昭和 27 年 3 月に中学校を卒業して、夜間高校への入学を待たずに A 社に住み込みで勤務し、1 年 6 か月以上は働いたが、同社における厚生年金保険の被保険者期間が 3 か月しか無いことに納得できず、第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

しかしながら、申立期間に勤務していたことは間違いないので、再度、年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、元事業主の証言から判断すると、申立人は、申立期間当時、A 社に勤務していたと推認されるものの、i) 元事業主が保管していた賃金台帳 (昭和 28 年 1 月から同年 9 月までに係るもの) を見ると、申立人が A 社において厚生年金保険の被保険者資格を有する 28 年 6 月から同年 8 月までの保険料については控除されていることが確認できるものの、それ以前の 27 年 12 月から 28 年 5 月まで (申立期間の一部) の保険料については控除されていないことが確認できること、ii) 申立人と同時期に A 社に入社したとする元従業員の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同じ 28 年 6 月 1 日であることが確認できること等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 21 年 2 月 25 日付けで通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「昭和 27 年 3 月から 1 年 6 か月以上勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が 3 か月しか無いことに納得できない。」として、再度、申立てを行っている。

しかしながら、新たな関連資料、周辺事情の提出は無い上、ほかに委員会の

当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで

私は、国（厚生労働省）の年金記録において、脱退手当金を受給したことになるが、受給した記憶は無い。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立人の前後の女性 46 人中、当該事業所で脱退手当金受給資格（被保険者期間 24 か月以上）を有する者は 29 人確認でき、このうち当該事業所を最終事業所として脱退手当金を受給している記録のある 11 人のうち、申立人を含む 7 人が資格喪失後 6 か月以内に当該手当金の支給決定がなされていることが確認できる。

また、上記手当金を受給したうちの二人は、「本部かどこかから、受給申請書類が送られてきたので、受給するかどうか迷った末、結婚で金も必要なことから、受給書類を作成返送したと思う。」「退職後脱退手当金を受給したことは間違いない。受給手続は同僚の誰かにしてもらったと記憶している。」とそれぞれ証言していることから、事業所による代理請求が行われた可能性がうかがえる。

さらに、申立人のA事業所に係る被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月半後の昭和 42 年 2 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から 33 年 7 月 2 日まで

私は、昭和 31 年 8 月から 34 年 7 月末まで A 社（現在は、B 社）に継続して勤務していた。途中で退職してまた勤めた記憶も無いのに、20 か月の年金記録が欠落していることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元従業員の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間中に A 社において厚生年金保険の被保険者記録を有する元従業員 29 人に文書照会したところ、17 人から回答があったが、申立人の当時の勤務形態及び申立人と一緒に勤務していた同僚の厚生年金保険の適用状況について具体的な証言を得ることはできない上、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できない。

また、上記 17 人のうち、11 人が自身の記録について、「勤務期間と被保険者期間は一致しており、不自然な点は見当たらない。」と回答している（残る 6 人は、不明又は無回答）。

さらに、当時の A 社の事業主及び社会保険事務担当者は、既に死亡しており、当時の関係書類も保存されていないため、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

加えて、A 社の事業所別被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 31 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、この日付はオンライン記録と一致する上、同名簿の備考欄には、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」の押印を確認することができる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月12日から30年9月1日まで

私は、義母が病で倒れ、夫と共にA市に戻り、B社（現在は、C社）に昭和26年4月12日から勤務したが、年金記録が30年9月1日からしか無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫と共に昭和26年4月12日からB社に勤務していた。」と主張しているところ、C社によると、「申立人については、当社が保管する従業員名簿には名前が記載されておらず、在籍は確認できないものの、『資格喪失簿』には、30年9月1日に被保険者資格を取得し、32年1月1日に被保険者資格を喪失していることが記載されていることから、この期間については在籍していたと考えられるが、申立期間については、その他の資料が無いため確認できない。」と回答している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和26年3月30日から30年9月1日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得している被保険者のうち、87人を抽出し、連絡先の判明した20人に照会した結果、7人から回答があったが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態が確認できない。

さらに、申立人は、「義父と一緒に勤務していた。」と主張しているところ、上記回答者のうち3人によると、「申立人については知らないが、申立人の義父についてはB社D支店に勤務していた記憶がある。同所については、時期は分からないが、代行店（個人経営）から直営店（B社の経営店）に変更になった。申立期間については代行店だったために厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」、「申立人の義父は、B社D支店に勤務していたが、同所

は代行店として申立人の義父が経営していたため、事業所から賃金は支給されていなかったと思う。直営店に加入してから厚生年金保険に加入したと思う。」と証言している。

加えて、申立人が一緒に勤務していたとする義父のB社における厚生年金保険被保険者記録をみると、昭和22年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、24年1月9日に脱退手当金を受給しており、申立期間について被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 12 日から 30 年 9 月 1 日まで

私は、母が病で倒れ、それまで勤務していたA社を昭和 26 年 4 月に退職し、家族と共にB市に戻り、C社（現在は、D社）に 26 年 4 月 12 日から勤務したが、年金記録が 30 年 9 月 1 日からしか無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「妻と共に昭和 26 年 4 月 12 日からC社に勤務していた。」と主張しているところ、D社によると、「申立人については、当社が保管する従業員名簿には名前が記載されておらず、在籍は確認できないものの、『資格喪失簿』には、30 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得し、32 年 1 月 1 日に資格を喪失していることが記載されていることから、この期間については在籍していたと考えられるが、申立期間については、その他の資料が無いため確認できない。」と回答している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 26 年 3 月 30 日から 30 年 9 月 1 日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得している被保険者のうち、87 人を抽出し、連絡先の判明した 20 人に照会をした結果、7 人から回答があったが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態が確認できない。

さらに、申立人は、「父と一緒に勤務していた。」と主張しているところ、上記回答者のうち 3 人によると、「申立人については知らないが、申立人の父についてはC社E支店に勤務していた記憶がある。同所については、時期は分からないが、代行店（個人経営）から直営店（B社の経営店）に変更になった。申立期間については代行店だったために厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」、「申立人の父は、C社E支店に勤務していたが、同所は代

行店として申立人の父が経営していたため、事業所から賃金は支給されていなかったと思う。直営店に加入してから厚生年金保険に加入したと思う。」と証言している。

加えて、申立人が一緒に勤務していたとする父のC社における厚生年金保険被保険者記録をみると、昭和22年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、24年1月9日に脱退手当金を受給しており、申立期間について被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 43 年 5 月 12 日から同年 9 月 6 日まで

私は、昭和 36 年 3 月 1 日に A 社に採用され、37 年 10 月 26 日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が一部欠落している。

また、昭和 43 年 5 月 12 日から 44 年 2 月 9 日までの間、B 事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が一部欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 36 年 3 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間についても A 社に勤務していた。」と主張しているが、申立期間に同社において厚生年金保険被保険者資格を有する元同僚 10 人に照会を行ったところ、回答のあった 8 人全員が、「申立人を知らない。」旨供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認することができない。

また、前述の元同僚 8 人のうち 7 人は、「自分自身の厚生年金保険被保険者記録は実際の勤務期間と一致している。」旨供述している。

加えて、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も所在が不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A 社における申立人に係る厚生年金保険被保険者手番払出簿によると、申立人は昭和 36 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和 43 年 5 月 12 日から同年 9 月 5 日

までの期間についてもB事業所に勤務していた。」と主張しているところ、申立期間当時事務を担当していた元同僚は、「私と申立人は43年5月に、直前に勤務していた事業所と一緒に退職し、すぐにB事業所に就職した。」と供述していることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和43年7月24日であることが確認できる上、前述の申立期間当時に事務を担当し、同事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日が同年9月2日である元同僚は、「新規適用事業所の届出をした後、遅れて申立人と私の資格取得届を提出したと思う。また、厚生年金保険料は被保険者資格取得後に給与から控除されていたと思う。」と供述している。

また、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所の社会保険事務を受託していた社会保険労務士も所在が不明であることから、申立期間当時の保険料控除について確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から26年4月まで
② 昭和30年7月から37年1月まで

私は、申立期間において、「A事業所(B市)」、「C事業所(B市)」及び「D事業所(E市)」のいずれの事業所にも在籍し、厚生年金保険に加入していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が記憶する事業所及びそれらに類似する名称の事業所のいずれの事業所についても、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

2 申立期間②については、「F社」が当該期間の一部において、厚生年金保険の適用事業所として確認できる。また、申立人が記憶する事業所と類似する名称の事業所「G社(現在は、H社)」は当該期間の全ての期間、及び2社の「I社」が当該期間の一部でそれぞれ適用事業所であったことが確認できる。

しかし、「F社」、「G社」及び2社の「I社」に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②において、申立人の氏名は確認できず、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見当たらない。

また、申立期間②において、「F社」、「G社」及び2社の「I社」に係る厚生年金保険被保険者記録を有し、所在の確認できた、それぞれの元従業員計16人に照会し、回答のあった元従業員10人全員が「申立人を記憶して

いない。」と供述していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できない。

さらに、申立代理人が提出した写真の裏面に「J」との記載が確認できることから、その事業所名及び類似の事業所名を調査したところ、申立期間②の一部において、「K社」という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名は確認できず、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見当たらない。

加えて、申立期間②に「K社」に係る厚生年金保険被保険者記録を有し、所在の確認できた元従業員二人に照会したものの、当該二人は共に「申立人を記憶していない。」と供述している。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 3 月 1 日から 50 年 6 月 1 日まで
② 昭和 51 年 3 月 1 日から 53 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 3 月 1 日から 54 年 1 月 31 日まで A 社 B 支店及び同社 C 支社に継続勤務したのだが、その期間のうち 49 年 3 月 1 日から 50 年 6 月 1 日までの期間及び 51 年 3 月 1 日から 53 年 9 月 1 日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された登録原簿において、申立人は昭和 50 年 3 月 7 日登録、51 年 3 月 31 日抹消、53 年 6 月 23 日登録、54 年 2 月 28 日抹消と記録されていることから、当該期間において申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社は、「申立期間当時においては、入社月を含めて 3 か月目までは試用期間となり、4 か月目から社会保険関係に加入させていた。」と回答しているところ、同社から提出された厚生年金保険料徴収台帳における申立人の資格取得日は、昭和 50 年 6 月 1 日及び 53 年 9 月 1 日との記載が確認でき、当該取得日は、申立人の登録原簿における登録日からそれぞれ 4 か月目（1 日付け）である上、オンライン記録と一致する。

また、申立期間に A 社 B 支店及び同社 C 支社に厚生年金保険被保険者記録があり所在が確認できた 22 人（B 支店に同記録のある者 8 人、C 支社に同記録のある者 13 人、両事業所に同記録のある者一人）に照会し、7 人から回答を得たが、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間①後の A 社 B 支店の資格取得日及び申立期間②後の同社 C 支店の資格取得日において、それぞれ別の厚生年金保険被保険者

記号番号で被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和47年1月頃から同年2月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、昭和47年2月1日から56年5月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月頃から同年2月1日まで
② 昭和47年2月1日から56年5月31日まで

私は、昭和47年1月頃から56年5月30日まで、A社に勤務した。しかし、厚生年金保険の記録が、昭和47年2月1日の資格取得日となっている上、同日から56年5月31日までの標準報酬月額が実際の給与と比べて低い。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が提出したA社作成の実務経験証明書から、申立人は、昭和47年1月から同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立期間①に被保険者資格を有し、所在が確認できた25人に申立人の勤務状況等について照会し、11人から回答を得たものの、全員が、「申立人の入社月を記憶していない。」と証言している上、A社は、「当時の事業主及び社会保険担当者は、既に死亡しており、人事資料も処分済みである。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、「A社において実際にもらっていた給与と標準報酬月額との記録に相違がある。」と主張している。

しかしながら、A社は、人事資料について処分済みである旨回答している上、申立人も給与支給額や保険料控除額を確認できる資料を所持していないことから、申立期間②当時の保険料控除額について確認することができない。

また、元従業員が所持するA社に係る給与明細書によると、給与から控除された厚生年金保険料額は、当該元従業員の標準報酬月額の記録に基づく適切な保険料額であったことが確認できる上、申立人の同社における昭和47年11月から56年4月までの取締役当時の標準報酬月額を他の取締役4人のそれと比較しても、そのうちの二人とはおおむね同等の金額であり、申立人のみが著しく低いとは言い難い上、標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料はなく、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 6 月 1 日まで

私は、A社に昭和43年9月1日に入社し、46年8月9日まで退社することなく、連続して勤務していた。申立期間は、B市のC社内のA社B支所で溶接の仕事をしていた。給料は遅れることなく支給されており、前後の同社に係る厚生年金保険の記録があるのに、申立期間の記録が欠落しているので、調査の上、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、同社において、昭和43年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44年4月1日に同資格を喪失後、46年6月1日に同社において、再度、同被保険者資格を取得しており、申立期間に係る被保険者記録が確認できないところ、申立人は、「同年8月に退社するまで同社で継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立人はA社B支所長の氏名を記憶しているものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該支所長の氏名は確認できず、同姓の被保険者はいずれも連絡先不明であることから照会することができない上、事務員だったとする元従業員は、「社会保険事務は所長が担当していたので、私には分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入等を裏付ける証言が得られない。

さらに、申立人と同様、D業務の仕事をしていたとする元従業員は、「申立

期間当時、本人の希望により厚生年金保険に加入していた。」と証言している。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和43年9月1日に雇用保険被保険者資格を取得し、44年3月31日に離職した後、46年6月1日に同一事業所において、再度、同被保険者資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致する。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 13 日から同年 9 月 1 日まで
昭和 36 年 3 月に A 社に入社し、37 年 10 月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、途中、厚生年金保険被保険者記録が欠落している
ので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和36年3月にA社に入社し、37年10月に退職するまで継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は既に解散しており、元事業主に照会したところ、「当社はB業に係る資本金等の規制を受け3つの事業所を合併して立ち上げた会社であり、事業所の所在地は同一であったものの、業務は独立して別々に行っていた。申立人が当社に勤務していたことは覚えているが、申立人は私の直属の部下ではないため、申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答している。

また、申立人の直属の上司であった元事業主は既に死亡しているため、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言を得ることはできず、当該事業所の別の元取締役によると「厚生年金保険の加入については、ほかの役員二人の承認を得て、事務員が手続をしていた。事業主印は3人で二つの印鑑を当番制で所有しており、事務員が勝手に手続をすることは無い。」と証言している。

さらに、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた12人に照会したところ、7人から回答が得られたものの、申立人の申立期間当時における勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3454

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 4 月 15 日

勤務先であるA社が、社会保険事務所（当時）に賞与支払の届出をしていなかったため、平成 20 年 4 月 15 日に支給された賞与の記録が欠落していることが判明した。年金給付に反映するように、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る賞与を同事業所から支給されているが、当該賞与額に相当する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 4 日から 34 年 7 月 28 日まで
年金記録では、A社及びB社で勤務した期間の脱退手当金を受給したことになる。

しかし、私は、母親に厚生年金保険被保険者証を渡してB社に係る脱退手当金の受給手続を依頼したことは覚えているが、A社分については、依頼も受給もしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社で勤務した期間に係る脱退手当金のみ受給し、A社で勤務した期間に係る脱退手当金は受給していないと主張しているが、申立人の上記2社における厚生年金保険被保険者台帳記号番号は同一であることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人は、A社とB社での厚生年金保険被保険者期間を合わせた脱退手当金を、B社での同被保険者資格喪失日から約11か月後に支給決定されていることが確認できる。

また、支給された脱退手当金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 8 日から 47 年 1 月 1 日まで

私は、出産のためA社を退職したが、退職後は子育てをされていて脱退手当金の手続に行っていないし、もらった記憶も無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金の支給決定日は、昭和 47 年 9 月 14 日となっているところ、脱退手当金裁定請求書、厚生年金保険給付金(脱退手当金)裁定並支出伺及び厚生年金保険被保険者に関する記録事項確認票には、いずれも同日付けの「支払済」の押印が確認できる上、同請求書には、申立人の署名及び押印が確認でき、そのほかの記載内容についても不自然な点は見当たらない。

また、A社における申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 10 日から 38 年 1 月 16 日まで
私は、昭和 38 年 1 月 16 日に A 社 B 店を退職し、同年 2 月に結婚したが、退職後に脱退手当金を受け取った記憶が無い。もう一度確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社 B 店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に記載された申立人の前後 80 人のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている女性被保険者が 53 人確認できるところ、そのうちの申立人を含む 47 人に脱退手当金の支給記録があり、かつ、そのうちの 43 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えるのが自然である。

また、A 社 B 店に係る被保険者名簿によれば、申立人の備考欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 3 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 11 日から 38 年 1 月 31 日まで

私は、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金を受け取った記憶は無いのに、脱退手当金が支給された記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和38年3月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、脱退手当金の受給要件を満たし申立人と同一時期（前後2年以内）に被保険者資格を喪失した44人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、そのうち、申立人を含め36人に支給記録が確認でき、資格喪失後おおむね3か月以内に支給決定されているとともに、支給決定日も同一日となっている者が散見される上、支給記録の有る元同僚は、「申立期間当時は、退職と同時に厚生年金保険を脱退していた。私自身は退職時に、会社から脱退手当金の説明があり、脱退手当金を退職金と一緒に受け取った。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づいて事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 11 日まで
② 昭和 42 年 4 月 24 日から 47 年 2 月 1 日まで

私は、A社及びB社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録について、同社を退職した約8か月後に脱退手当金が支給されたことになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、申立人の署名・押印並びに「47年7月12日受付」及び「47年9月27日支払済」の押印が確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の備考欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 10 日から 37 年 7 月 21 日まで

私は、昭和 37 年 7 月に会社を退職した後、同年 8 月頃に夫の仕事の関係で、A市からB市へ転居した。元同僚は、社会保険事務所（当時）で脱退手当金をいくらかもらった様な記憶があると言うが、私はB市でパートとして勤務しており、脱退手当金をもらった記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、「小切手 38. 5. 21 交付済」、「通知書 38. 5. 22 発送済」の押印が確認できる。

また、上記脱退手当金裁定請求書に添えられたC社の社用便せんには、D社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る脱退手当金の請求手続を依頼する文章が見られ、脱退手当金支給決定日当時、同社において社会保険関係の事務を担当していたとする元従業員は、当該文書について、「自身の筆跡であるように思う。」と証言しているとともに、「同社では、脱退手当金の代理請求を行っていた。」旨を証言している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 7 月 21 日の前後約 3 年間に同被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしていた 17 人（申立人を含む。）のうち、14 人に脱退手当金の支給記録が確認できることから、事業主による代理請求がなされたことがうかがえる。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月22日から26年10月23日まで
年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えは無い。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性27人について調査したところ、20人について脱退手当金の受給要件を有していることが確認でき、そのうち申立期間の事業所を最終事業所として脱退手当金の支給決定記録のある7人のうち6人については、厚生年金保険被保険者資格喪失日の7か月以内に支給決定がなされていることが確認できる上、当該支給決定記録を有する7人のうち所在が確認できた3人に照会したところ、一人は、「A社は、脱退手当金について説明を行っていた。」と証言していることから、事業主による代理請求がなされていた可能性が考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、給付欄には脱退手当金の支給を示す記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1週間後の昭和26年10月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、昭和19年10月1日から23年7月14日までの厚生年金保険被保険者期間については未請求期間となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金被保険者記号番号と申立期間に係る被保険者記号番号は異なっている上、未請求期間に係る被保険者記号番号は、平成9年1月10日に申立人の基礎年金番号に統合されたことが確認できることから、未請求期間の脱退手当金の支給

が無かったことについて不自然さは無い。

加えて、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 9 日から 33 年 8 月 1 日まで
② 昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 9 月 21 日まで

私は、(株)A社B支店（現在はC社(株)）を退職したときに脱退手当金を受け取った記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和 36 年 4 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、(株)A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 35 年 9 月 21 日）の前後約 10 年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた女性従業員が 21 人確認できるところ、申立人を含む 11 人が脱退手当金を受給した記録があり、そのうち 9 人は、資格喪失日から 7 か月以内に支給決定されている上、上記の支給記録のある者で所在の確認ができた 5 人のうち 3 人は「事業所の担当者から脱退手当金について説明があり半強制的に脱退手当金を請求させられた。」と供述しているとともに、C社(株)によると、「退職時に脱退手当金は総務担当者が口頭で説明し、受給を希望する者については、書類を被保険者が記入し、同担当者が社会保険事務所(当時)に代理請求をしたが、代理受領については行っていない。」と回答していることから、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3463

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月26日から39年2月20日まで
私は、昭和35年6月26日から39年2月20日までのA事業所に係る厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給していないのに受給したとされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書の写しによると、オンライン記録における脱退手当金支給日と同一日の「昭和40年8月24日支払済」の押印が確認でき、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間の脱退手当金の支給決定日（昭和40年8月24日）は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から18か月後であるものの、申立人は、資格喪失日以降も、アルバイトとしてA事業所に勤務していたと供述している上、i) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（39年2月20日）の前後2年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている元従業員5人全員（申立人を含む。）に、脱退手当金の支給記録が確認できること、ii) このうち、申立人と同一日に同被保険者資格を喪失し、申立人と同一日に支給決定されている者が確認できること、iii) 当該元従業員に係る脱退手当金裁定請求書及び申立人に係る同請求書を見ると、それぞれの筆跡が類似する上、記載されている住所地は、いずれも事業所の所在地と一致することから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。